

◆ 用 語 解 説 ◆

※1 普通会計【ふつうかいけい】

公営事業会計〔公営企業（鮫川村では簡易水道事業および集落排水事業）のほか、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療が該当〕以外の会計を総合してまとめたもの。鮫川村の場合は、公営事業会計に当てはまらない3つの特別会計（村営バス事業、交流施設、学校給食センター）と一般会計を合わせて普通会計としています。

※2 標準財政規模【ひょうじゆんざいせいきぼ】

地方公共団体において、標準的に収入されるであろう経常的な一般財源（地方税や普通交付税など）の規模を示すものです。

※3 早期健全化基準【そうきけんぜんかきじゆん】

4つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のうち、いずれかが早期健全化基準を上回る場合は、「早期健全化段階（自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることが可能な段階）」となり、財政健全化計画の策定が義務付けられます。また、計画策定年度にのみ公認会計士や弁護士などによる個別外部監査が強制適用されるほか、毎年度において計画の実施状況の議会への報告、国や県への報告、住民への公表をしなければなりません。

※4 財政再生基準【ざいせいさいせいきじゆん】

4つの健全化判断比率のうち、いずれかが財政再生基準を上回る場合は、「財政再生段階（自主的な財政の健全化を図ることが困難な段階）」となり、財政再生計画の策定が義務付けられます。また、早期健全化判断基準と同様、計画策定年度にのみ公認会計士や弁護士などによる個別外部監査が強制適用されるほか、毎年度において計画の実施状況の議会への報告、国や県への報告、住民への公表をしなければなりません。さらに、財政運営や地方債発行への総務大臣の関与・勧告などが発生します。

※5 経営健全化基準【けいえいけんぜんかきじゆん】

公営企業の資金不足比率が、経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画の策定が義務付けられます。また、早期健全化判断基準や財政再生基準と同様、計画策定年度にのみ公認会計士や弁護士などによる個別外部監査が強制適用されるほか、毎年度において計画の実施状況の議会への報告、国や県への報告、住民への公表をしなければなりません。

健全化判断比率と資金不足比率の対象範囲

		財政健全化法の対象区分				
鮫川村	一般会計	(普通会計等) 公営事業会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	特別会計					
	【公営企業会計】					
一部事務組合等						
第三セクター等						